

「取引約款」の一部改訂について

2021年10月29 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第2条 (定義)</p> <p>(1)～(12) (現行通り)</p> <p>(13) 「申込総額」とは、第6条第2項及び第3項の規定に基づきお客様が申込みを行った本匿名組合契約に基づく本匿名組合員出資金の合計額 (ただし、クーリング・オフ制度の適用その他の事情により撤回された第6条第2項に規定する申込み又は解除された本匿名組合契約に係る本匿名組合員出資金は、合計額には含まれないものとします。) をいいます。</p> <p>(14) 「募集総額」とは、募集案件ごとに定められる、募集案件において、営業者がお客様から匿名組合出資として出資されることを希望する金額の総額をいいます。</p> <p><u>(15)～(20)</u> (現行どおり)</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(18)</p>
<p>第3条 (会員登録及び出金口座の登録等)</p> <p>1. お客様は、本取引の開始を希望するときは、ID、パスワード、氏名、連絡先、勤務先情報、<u>お客様が本取引を行うことに関する投資家としての適合性を当社が確認するために必要な事項</u>その他当社所定の事項を入力し、会員登録を行ったうえで、出金口座に係る口座情報及び当社所定の方法で本人確認書類を提出することにより、出金口座の登録手続きを行うものとします。</p> <p>2. ～7. (現行通り)</p>	<p>第3条 (会員登録及び出金口座の登録等)</p> <p>1. お客様は、本取引の開始を希望するときは、ID、パスワード、氏名、連絡先、勤務先情報、投資家適合性確認事項その他当社所定の事項を入力し、会員登録を行ったうえで、出金口座に係る口座情報及び当社所定の方法で本人確認書類を提出することにより、出金口座の登録手続きを行うものとします。</p>
<p>第4条 (入金用口座の割り当て)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. お客様は、未決済の取引がなく、かつ営業者に対する債務がない場合には、<u>何時でも入金用口座を解約し、会員登録を解除</u>することができるものとします。また、営業者は、お客様に対し書</p>	<p>第4条 (入金用口座の割り当て)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. お客様は、未決済の取引がなく、かつ営業者に対する債務がない場合には、<u>何時でも入金用口座を解約</u>することができるものとします。また、営業者は、お客様に対し書面による解約通知</p>

<p>面による解約通知を行うことにより、何時でも入金用口座を<u>解約し、会員登録を解除</u>できるものとします。本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立していない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該入金用口座の解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責しないものとします。</p>	<p>を行うことにより、何時でも入金用口座を解約できるものとします。本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立していない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該入金用口座の解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責しないものとします。</p>
<p>第9条 (特定投資家のお客様への対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、金融商品取引法第45条の規定にかかわらず、特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家をいいます。以下同じ。）であるお客様に対しても、一般投資家（金融商品取引機器法第40条の4に規定する一般投資家をいいます。以下同じ。）と同様の対応を行います。特定投資家であるお客様は、当社が当該対応を行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。 2. お客様が特定投資家に移行可能な一般投資家である場合において、当該お客様から特定投資家への移行申出があり、特定投資家へ移行した場合であっても、当社は当該お客様に対して、特定投資家への移行にかかわらず、一般投資家と同様の対応を行います。 	<p>(新設)</p>
<p>第10条 (反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～2. 現行通り 3. 当社は、お客様が暴力団員等若しくは第1項(1)ないし(5)のいずれかに該当し、若しくは第2項(1)ないし(5)のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、入金用口座を<u>解約し、会員登録を解除</u>することができるものとし、お客様はこれに異議を申し出ないものとします。 4. 前項の規定により入金用口座が解約さ 	<p>第9条 (反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 当社は、お客様が暴力団員等若しくは第1項(1)ないし(5)のいずれかに該当し、若しくは第2項(1)ないし(5)のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、入金用口座を解約することができるものとし、お客様はこれに異議を申し出ないものとします。

<p>れし、会員登録を解除された場合において、お客様に損害が生じたとしても、お客様は当社に何らの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じた場合は、お客様がその損害を賠償するものとします。</p>	
<p>第11条～第17条 (現行どおり)</p>	<p>第10条～第16条</p>
<p>2018年5月31日制定 2019年6月7日改訂 2020年3月12日改訂 2021年10月29日改訂</p>	<p>2018年5月31日制定 2019年6月7日改訂 2020年3月12日改訂</p>